

令和 5 年 5 月 1 5 日

ネットワーク大学コンソーシアム岐阜

加 盟 校 各 位

ネットワーク大学コンソーシアム岐阜

地域連携・産学連携部会長

河 野 公 洋

(岐阜聖徳学園大学 地域・社会連携センター長)

【学生による地域課題解決提案事業】の実施について

平素はネットワーク大学コンソーシアム岐阜の事業推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当部会では、加盟校と市町村や企業との連携を深め、地域貢献や教育研究活動に資することを目的に各種事業を進めています。その一つとして、平成23年度より学生が地域の課題について研究し、解決に向けた提案を行う【学生による地域課題解決提案事業】を実施しております。

つきましては、令和5年度においても下記のとおり事業を実施いたしますので、貴学・校の各研究室等に本事業についてご周知いただくとともに、学生の積極的な参加についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 応募方法

別添実施要項の別紙1「学生による地域課題解決提案事業企画書」に必要事項を記入のうえ、下記担当者宛に①Word ファイルと②PDF へ変化したファイルの2点を、E-mail にてご提出ください。

※お申し込みいただいた後、4日以内に返信として「申込受付メール」を送付いたします。
万が一返信がない場合は、下記連絡先（事務局）まで架電にてお問い合わせください。

※各校・各大学内の申込方法が別途定められることがあります〔採択後の活動における助成金受給に関わるため〕。申し込む前に、各校・各大学の担当者へ申込手順について予めご確認ください。

2. スケジュールについて

募 集 開 始 令和 5 年 5 月 1 5 日 (月)

※各校へのメール配信及びネットワーク大学コンソーシアム岐阜のHPに掲載。

募 集 締 切 令和 5 年 6 月 2 1 日 (水) メール必着

採 択 決 定 令和 5 年 7 月上旬 (予定)

成果報告会 令和 5 年 1 2 月 1 6 日 (土) 13:00~17:00

※会場：岐阜聖徳学園大学 岐阜キャンパス

以 上

【事務局（お問い合わせ先）】

岐阜聖徳学園大学地域・社会連携センター事務室

岩間 耀

〒501-6194 岐阜市柳津町高桑西一丁目1番地

TEL 058-279-6710 (地域・社会連携センター事務室直通)

E-mail kikaku@shotoku.ac.jp

学生による地域課題解決提案事業実施要項

平成23年6月16日 制定

平成25年6月13日 一部改正

1 趣旨

ネットワーク大学コンソーシアム岐阜（以下、「コンソーシアム」）加盟校等の学生が、地域の課題について研究しその解決策を提案する「学生による地域課題解決提案事業」を実施することにより、県内高等教育の活性化及び地域との連携の拡大を図る。

2 対象とする事業

(1) 実施団体の要件

- ①コンソーシアムの加盟校等の学生が主体であること。
- ②応募する調査研究や実践活動に対してコンソーシアム加盟校の指導教員を充て、代表者とする。

(2) 提案の内容

- ①課題は実施団体が自ら設定すること。
- ②課題は県内地域を対象とし、ニーズ調査、事例調査、実践活動等解決に向けた提案を行政機関や企業、及び地域で活動する団体等と共に考えるものであること。
- ③事業実施期間は、原則として当該年度とし、コンソーシアムが主催する成果報告会（12月を予定）に参加すること。
- ④別に定める期限までに成果報告書を提出すること。成果報告書の様式は任意とする。

3 提案の選定と助成金の交付

- (1) 応募する団体は、事業企画書等を、別に定める期限までに、コンソーシアム地域連携・産学連携部会が指定する方法で提出する。
- (2) 提出された事業企画書等は、コンソーシアムの地域連携・産学連携部会で審査し、その結果を代表者に通知する。
- (3) 選定した実施団体には、助成金を交付する。助成額は原則として1件あたり6万円程度とし、予算の範囲内で交付する。

4 助成金の交付等

- (1) 助成金は、全額をコンソーシアムから加盟校に前金払いする。
- (2) 助成金の対象となる経費は、消耗品費、通信費、旅費・宿泊費、謝金、会場借上料、資料印刷費、書籍購入費等調査研究の全部または一部に要するものとする。ただし、3万円を超える物品の購入費用の一部に充当することは認めない。
- (3) 助成金は、支出証拠書類（領収証等）を備えるなど適切に管理すること。
- (4) 成果報告書の提出にあわせて、助成金実績報告書を提出すること。記載内容を審査し、不適切な支出があったと認められる場合には返還を求めることもある。

5 その他

- (1) 参加者は、傷害保険及び賠償責任保険又はこれに代わる保険に各自で加入すること。事業実施中に発生した事故は、参加者及び参加者の所属する大学等の責任において処理することとし、コンソーシアムは一切の責任を負わない。

（裏面へ続く）

附 則

この要項は、平成２３年６月１６日から施行する。

附 則

この要項は、平成２４年６月５日から施行する。

附 則

この要項は、平成２５年６月１３日から施行する。